

110番映像通報システム運用開始

令和4年10月1日～

110番映像通報システムとは



110番通報した方が、スマートフォンのカメラ機能で現場の映像や画像を通信指令室に配信することが出来るシステムです。

通報時に、110番を受理した警察官が、

- 映像の必要性を判断
- 通報者の方の安全が確保されている

場合に限り、映像若しくは画像の撮影依頼を行います。



110番映像通報システムの使用方法イメージ



【注意事項】

- 映像通報の際は、上記留意事項1～4について全ての同意が必要です。
- ご使用のスマートフォンの動作環境によっては、利用出来ない場合があります。(固定電話やフィーチャーフォンは利用出来ません。動作環境は県警ホームページ、システム概要は県警公式YouTubeをご覧ください。)

県警公式
YouTube

